

## 第2章 子どもの貧困に関する現状と課題

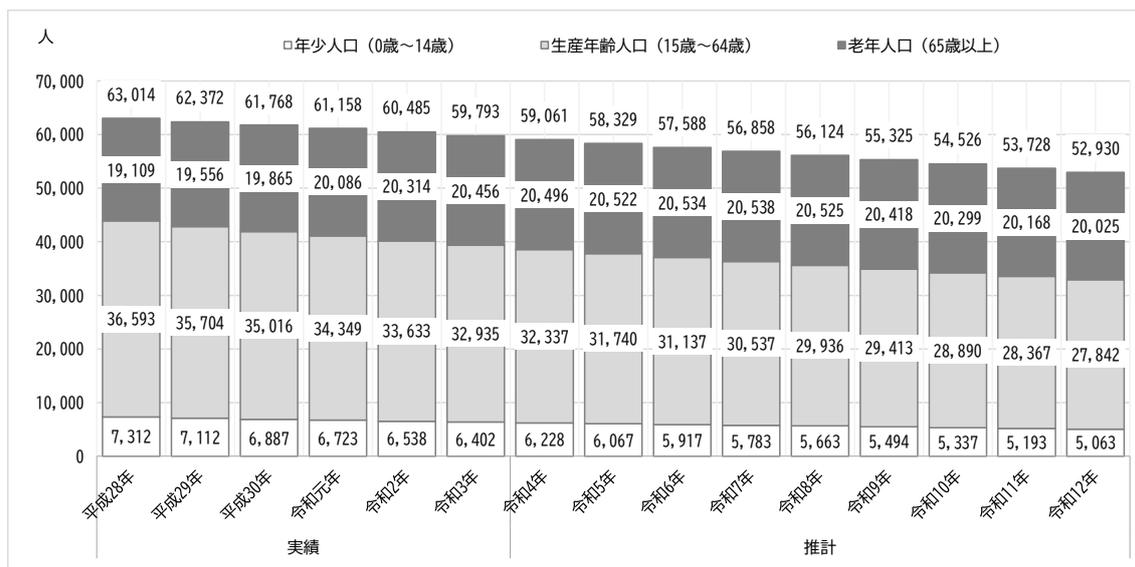
### 1 本市の現状

#### (1)人口の推移と将来推計

本市の総人口は平成11年を境に減少局面に入り、平成29年から令和3年にかけても減少傾向が続きました。この間の年齢別3区分人口の推移を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は一貫して増加する少子高齢化が進行しています。

「住民基本台帳に基づく十和田市の人口（令和4年3月31日現在）」の将来推計によると、総人口の減少は今後も続く見通しであり、その中で少子化がさらに進行する見通しです。

#### ■年齢3区分別人口の推移及び将来推計



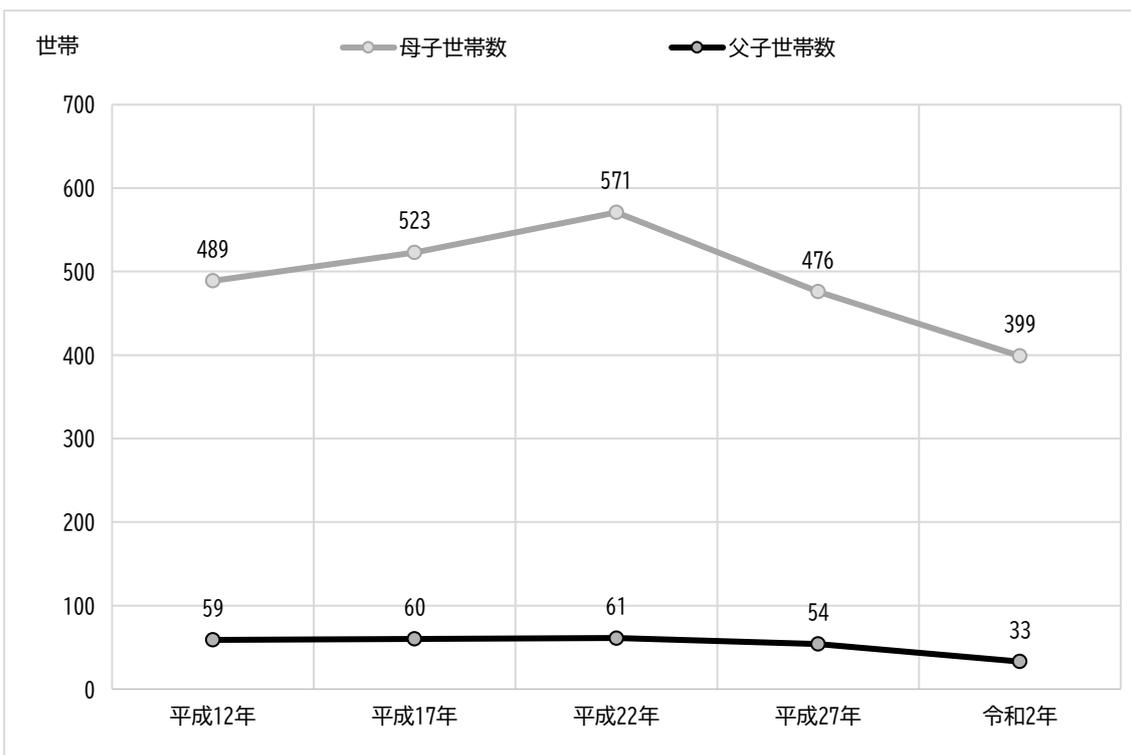
資料：住民基本台帳(実績は各年9月30日現在)に基づく十和田市の人口(令和4年3月31日現在)

## (2)ひとり親(母子・父子)世帯の推移

母子世帯数は、平成12年から平成22年にかけて増加し、平成22年に571世帯になりました。平成27年から減少し、令和2年は399世帯となりました。

父子世帯数は、平成12年から平成22年にかけて60世帯前後の横ばいで推移しました。平成27年から減少し、令和2年は33世帯となりました。

### ■ひとり親(母子・父子)世帯の推移

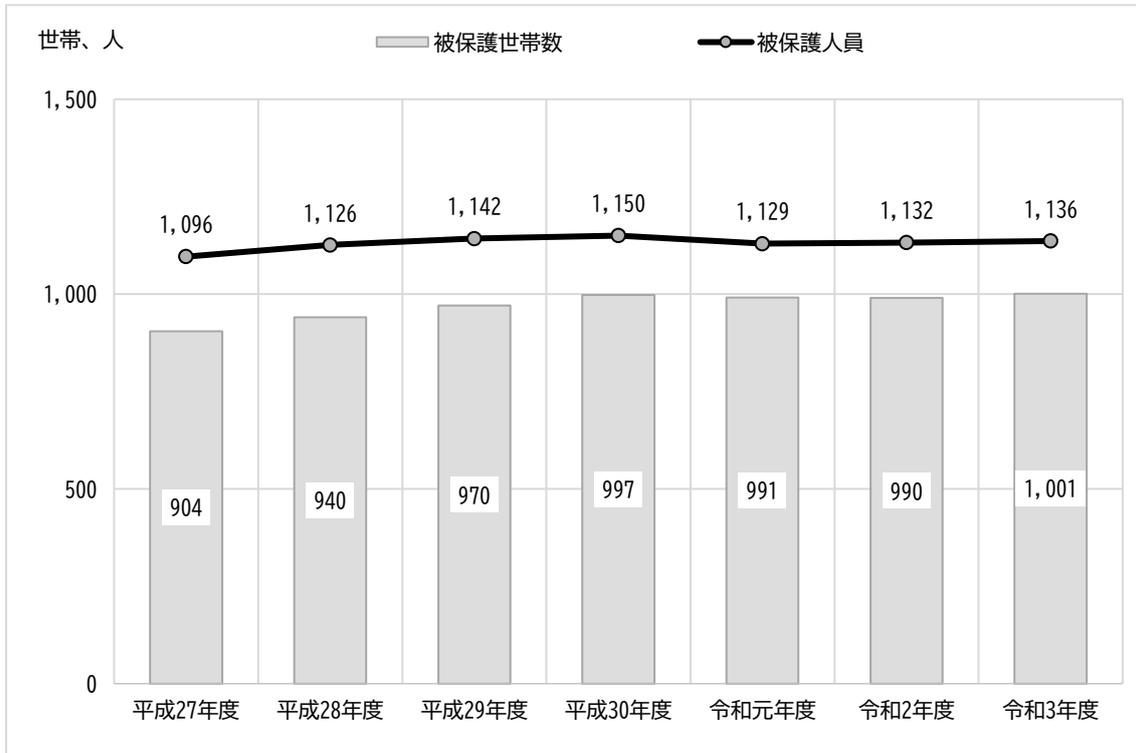


資料：国勢調査(平成12年は、(旧)十和田市と十和田湖町の合算数値)

### (3)生活保護世帯・児童扶養手当受給者等の状況

生活保護の被保護世帯数・被保護人員は、平成27年度から平成30年度にかけて微増しました。令和元年度から令和3年度にかけて、被保護世帯数は990～1,000世帯、被保護人員は1,130～1,150人程度と横ばいで推移しました。

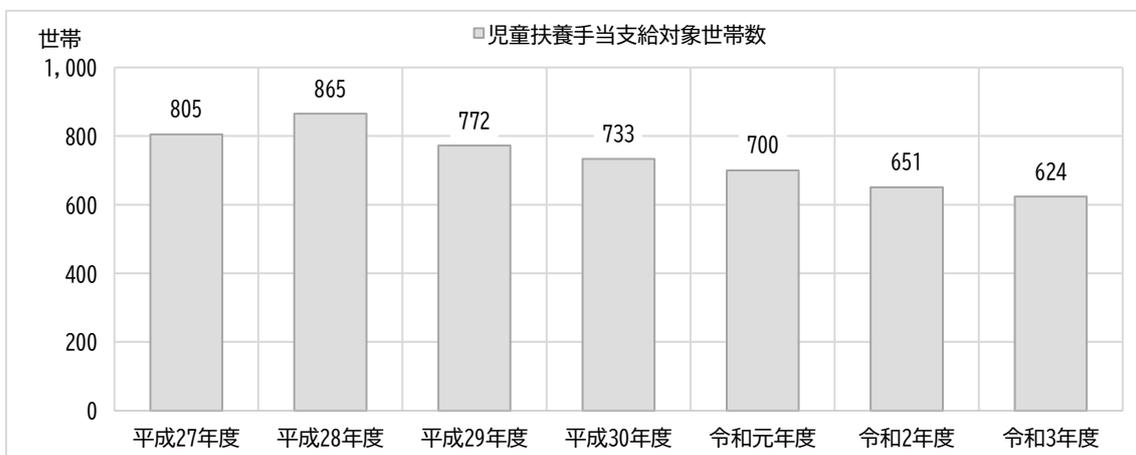
#### ■生活保護の状況



資料:生活福祉課(各年度月平均)

児童扶養手当支給対象世帯数は、平成28年度をピークに年々減少しており、令和3年度は624世帯となりました。

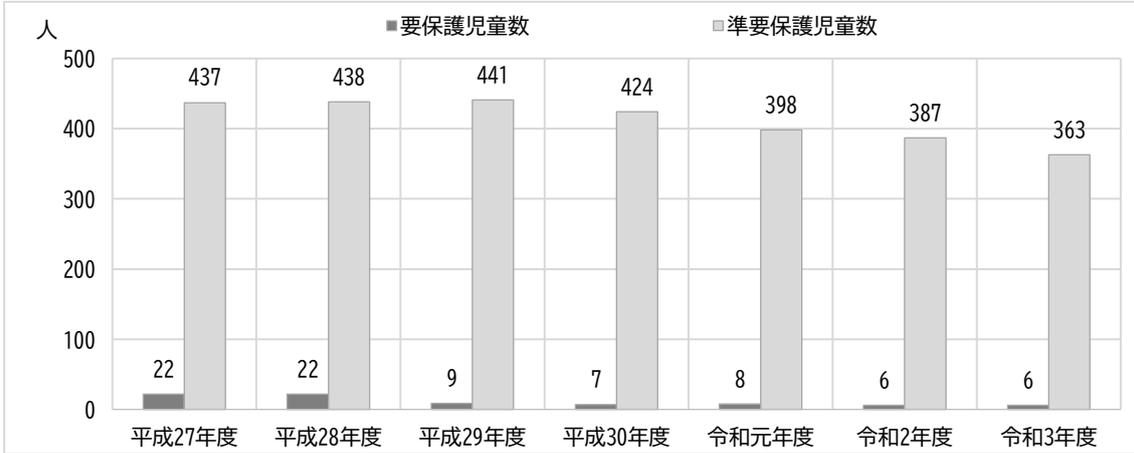
#### ■児童扶養手当支給対象世帯数の推移



資料:福祉行政報告例第61表 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

要保護・準要保護児童数\*は、平成30年度から減少傾向にあり、令和3年度の要保護児童数は6人、準要保護児童数は363人でした。

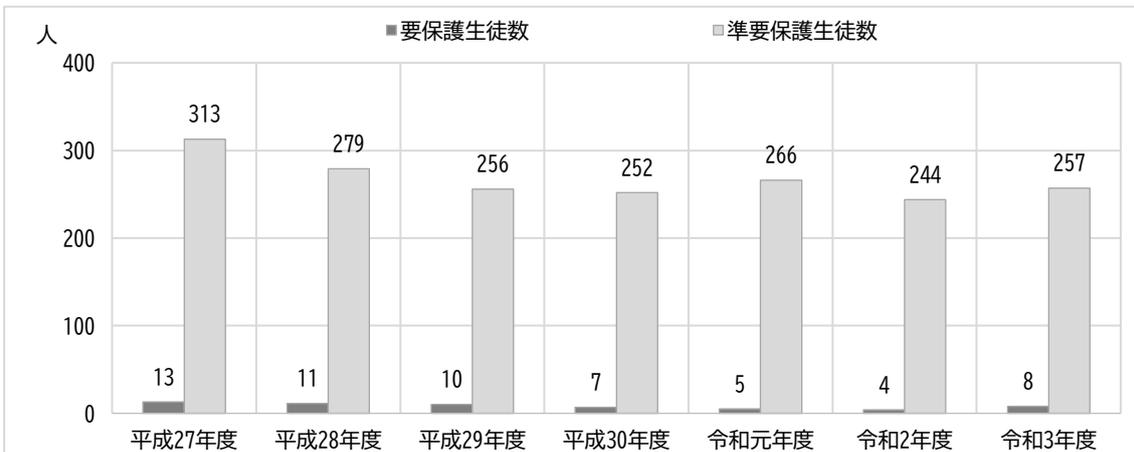
■要保護・準要保護児童数(小学校)の推移



資料:要保護・準要保護児童生徒認定数及び支給状況の推移(各年5月1日現在)

要保護・準要保護・生徒数\*は年度によって変動しており、令和3年度の要保護生徒数は8人、準要保護生徒数は257人でした。

■要保護・準要保護生徒数(中学校)の推移



資料:要保護・準要保護児童生徒認定数及び支給状況の推移(各年5月1日現在)

\*要保護児童・生徒は、保護者が生活保護を受けている、または保護を受けていないが保護を必要とする状態にある児童・生徒。

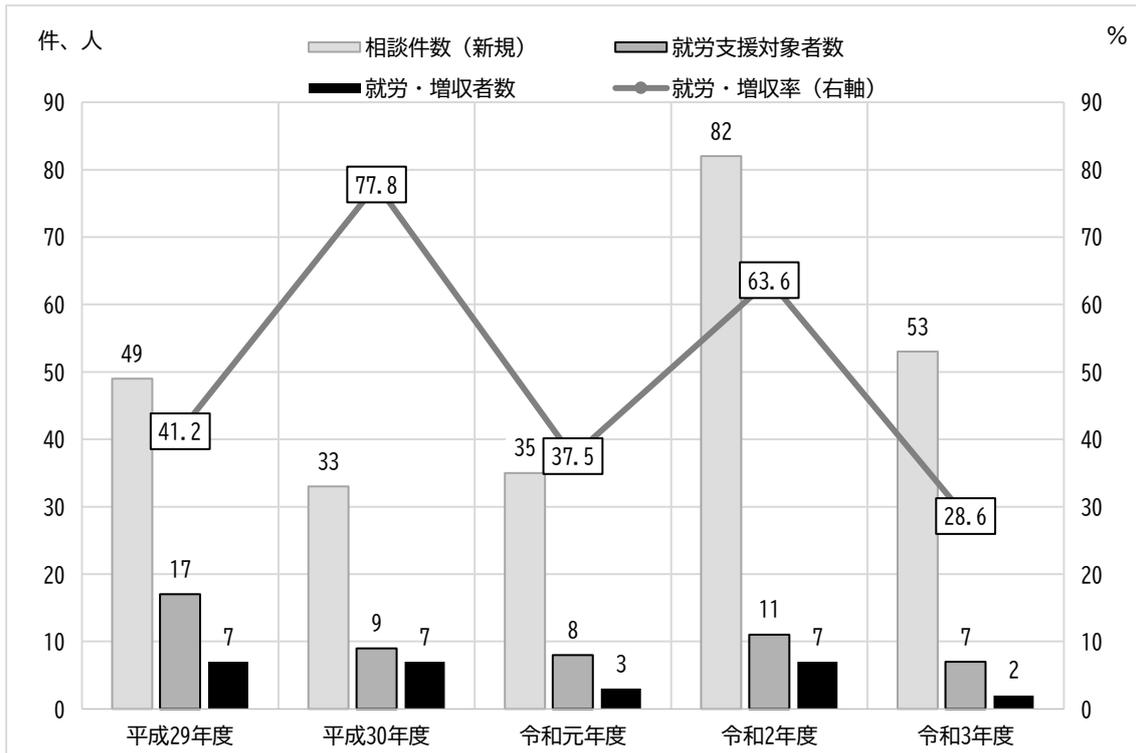
\*準要保護児童・生徒は、保護者が要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している児童・生徒。

#### (4)生活困窮者自立支援制度の支援状況

生活困窮者自立支援制度の支援状況は年度によって変動しますが、令和2年度は相談件数（新規）が82件に急増しました。これは新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による経済活動の制限が大きく影響したものと考えられます。

令和3年度は、相談件数（新規）53件、就労支援対象者数7人、就労・増収者2人、就労・増収率28.6%でした。

■生活困窮者自立支援制度の支援状況



資料：生活福祉課

## 2 生活実態調査の結果

本計画策定にあたって実施した生活実態調査の主な結果を掲載します。

### 生活実態調査における「生活困難度」の取扱いについて

本調査では、青森県の先行調査を参考に、所得の状況だけでなく、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如について着目し、それらの回答状況を用いて子どものいる家庭の「生活困難度」を以下のとおり分類・定義しました。

- ・「困窮家庭」①～③の3つのうち2つ以上該当となっている家庭
- ・「周辺家庭」①～③の3つのうち1つだけ該当となっている家庭
- ・「一般家庭」①～③の3つのうち1つも該当とならない家庭

① 低所得	<p>(1) 保護者調査の選択肢ごとに、可処分所得の中央値を算出。</p> <p>(2) (1)で算出した可処分所得と、問2の世帯人数の回答をもとに、以下の算式で等価可処分所得を算出。</p> $\text{等価可処分所得} = \frac{\text{可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯員数}}}$ <p>(3) 等価可処分所得が「127万円未満の世帯」とした。 (※厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」において示されている貧困線の基準値である127万円を基準として採用した。)</p>	問18																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>選択肢</th> <th>最小値</th> <th>最大値</th> <th>中央値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>0</td><td>1,199,999</td><td>600,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>1,200,000</td><td>1,749,999</td><td>1,475,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>1,750,000</td><td>2,099,999</td><td>1,925,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>2,100,000</td><td>2,449,999</td><td>2,275,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>2,450,000</td><td>2,749,999</td><td>2,600,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>2,750,000</td><td>2,999,999</td><td>2,875,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>3,000,000</td><td>3,249,999</td><td>3,125,000</td></tr> <tr><td>8</td><td>3,250,000</td><td>3,449,999</td><td>3,350,000</td></tr> <tr><td>9</td><td>3,450,000</td><td>3,649,999</td><td>3,550,000</td></tr> <tr><td>10</td><td>3,650,000</td><td>3,849,999</td><td>3,750,000</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,850,000</td><td>3,999,999</td><td>3,925,000</td></tr> <tr><td>12</td><td>4,000,000</td><td>5,499,999</td><td>4,750,000</td></tr> <tr><td>13</td><td>5,500,000</td><td>6,999,999</td><td>6,250,000</td></tr> <tr><td>14</td><td>7,000,000</td><td></td><td>7,000,000</td></tr> </tbody> </table>	選択肢	最小値	最大値	中央値	1	0	1,199,999	600,000	2	1,200,000	1,749,999	1,475,000	3	1,750,000	2,099,999	1,925,000	4	2,100,000	2,449,999	2,275,000	5	2,450,000	2,749,999	2,600,000	6	2,750,000	2,999,999	2,875,000	7	3,000,000	3,249,999	3,125,000	8	3,250,000	3,449,999	3,350,000	9	3,450,000	3,649,999	3,550,000	10	3,650,000	3,849,999	3,750,000	11	3,850,000	3,999,999	3,925,000	12	4,000,000	5,499,999	4,750,000	13	5,500,000	6,999,999	6,250,000	14	7,000,000
選択肢	最小値	最大値	中央値																																																									
1	0	1,199,999	600,000																																																									
2	1,200,000	1,749,999	1,475,000																																																									
3	1,750,000	2,099,999	1,925,000																																																									
4	2,100,000	2,449,999	2,275,000																																																									
5	2,450,000	2,749,999	2,600,000																																																									
6	2,750,000	2,999,999	2,875,000																																																									
7	3,000,000	3,249,999	3,125,000																																																									
8	3,250,000	3,449,999	3,350,000																																																									
9	3,450,000	3,649,999	3,550,000																																																									
10	3,650,000	3,849,999	3,750,000																																																									
11	3,850,000	3,999,999	3,925,000																																																									
12	4,000,000	5,499,999	4,750,000																																																									
13	5,500,000	6,999,999	6,250,000																																																									
14	7,000,000		7,000,000																																																									
② 家計の逼迫	<p>以下の設問で1つでも該当する場合「家計の逼迫」に該当とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去1年間に家族が必要とする食料を買えないことがあった ⇒「よくあった」「ときどきあった」</li> <li>・過去1年間に家族が必要とする衣類を買えないことがあった ⇒「よくあった」「ときどきあった」</li> <li>・①電話料金、②電気料金、③ガス料金、④水道料金、⑤家賃、⑥住宅ローン、⑦給食費 が支払えないことがあった ⇒「あった」</li> </ul>																																																											
③ 体験・所有物の欠如	<p>以下の設問で3つ以上該当する場合「体験・所有物の欠如」に該当とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①海水浴に行く、②博物館・科学館・美術館などに行く、③キャンプやバーベキューに行く、④スポーツ観戦や観劇に行く、⑤遊園地やテーマパークに行く ⇒「経済的な理由でない」</li> <li>・①毎月お小遣いを渡す、②毎年新しい洋服・靴を買う、③習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる、④学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）、⑤誕生日のお祝いをする、⑥1年に1回程度家族旅行に行く、⑦クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ⇒「経済的にできない」</li> <li>・経済的理由で世帯にないもの ⇒「子どもの年齢に合った本」、「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」、「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」</li> </ul>																																																											

資料:生活実態調査

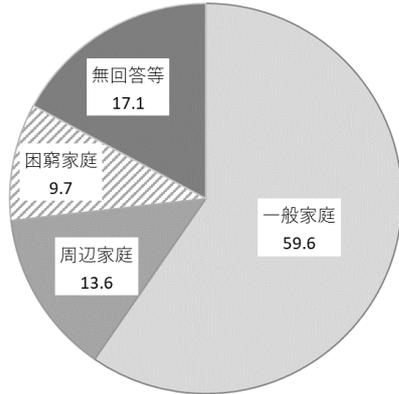
## (1)保護者のアンケート結果

### ① 困窮家庭の割合

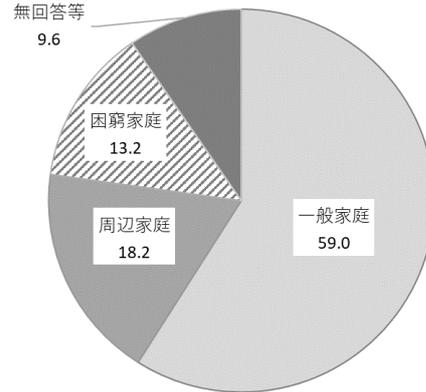
#### 子どものいる家庭の「生活困難度」

- アンケートに回答した子育て世帯のうち、困窮家庭は9.7%（627人中61人）、周辺家庭は13.6%（627人中85人）となっています。
- 困窮家庭と周辺家庭を含めるとおよそ1/4が生活に困難を感じているという結果から、本市においても貧困問題への対応策を推進する必要性が高いと考えられます。

■子どものいる家庭の「生活困難度」(%)



【参考】青森県における困窮家庭の割合(%)

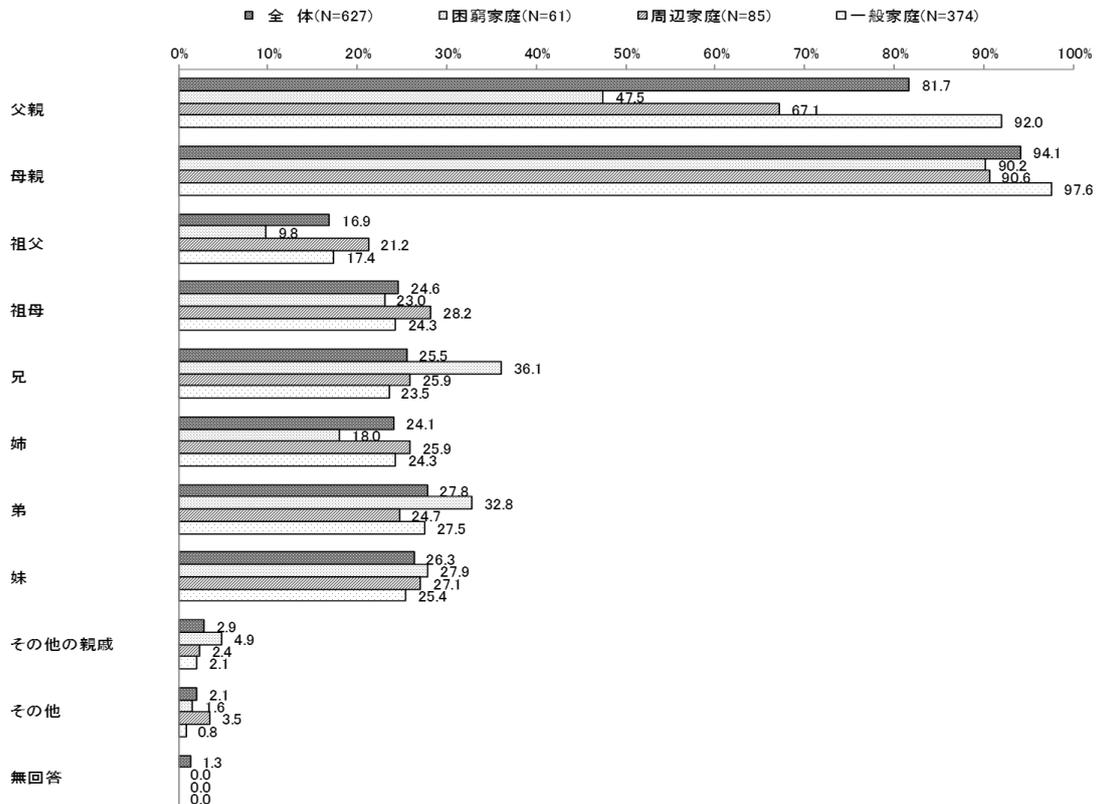


資料)青森県「青森県子どもの生活実態調査」(平成30年度)

#### 子どもと同居している家族

- 子どもと同居している家族について、「母親」は、すべての属性で9割を上回っているのに対し、「父親」は、「一般家庭」で9割台、「周辺家庭」で6割台、「困窮家庭」で4割台と、生活困難度により差が見られました。

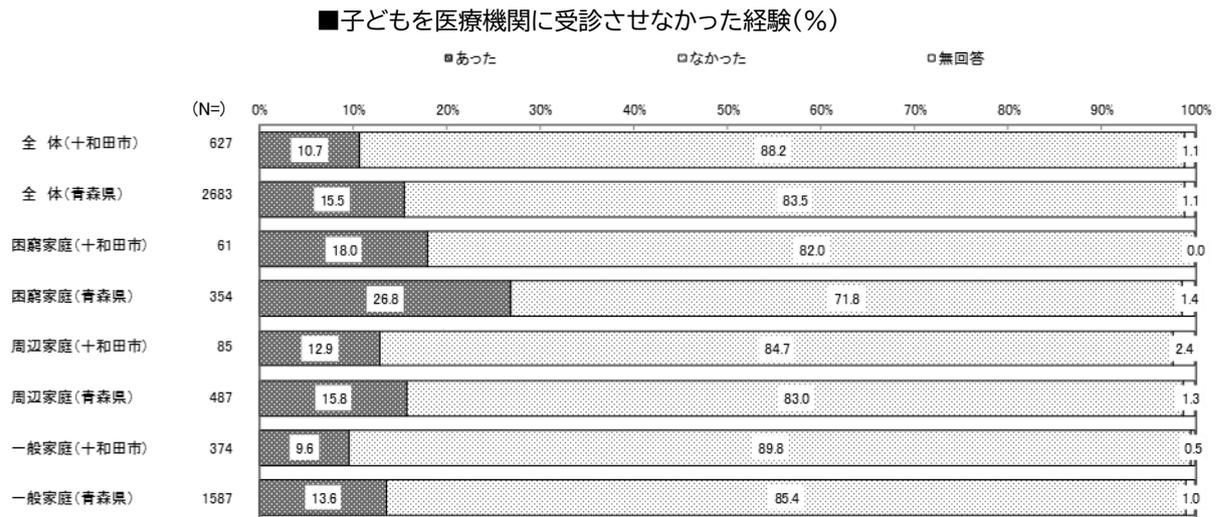
■子どもと同居している家族



## ② 保護者と子どもの健康状態について

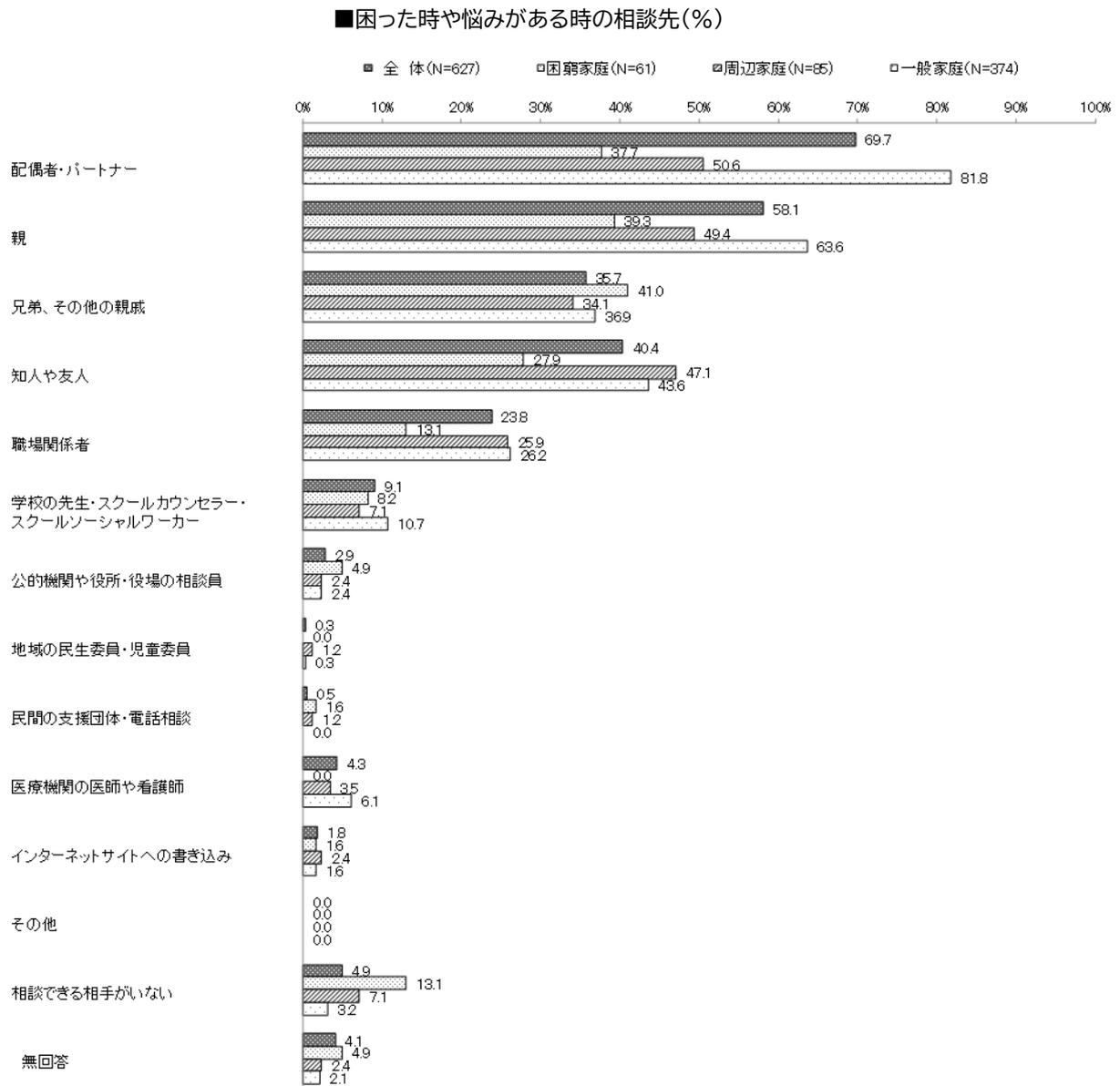
### 子どもを医療機関に受診させなかった経験

- 過去1年間に子どもを医療機関に受診させなかったことが「あった」割合は、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。なお、すべての属性で「あった」割合は、十和田市が青森県を下回っています。



## 困った時や悩みがある時の相談先

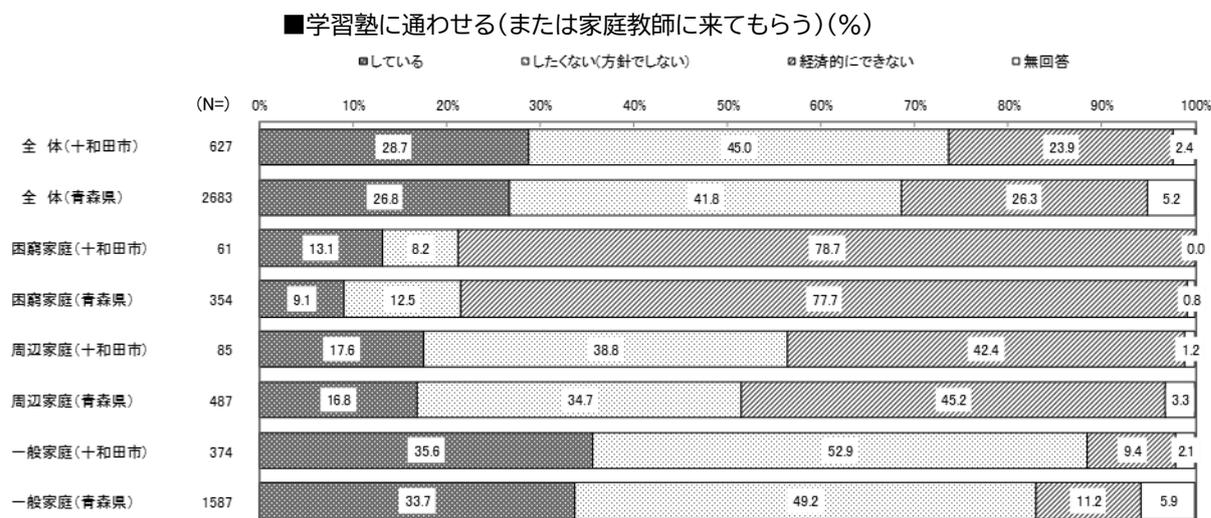
- 困った時や悩みがある時に相談する相手や相談先は、「周辺家庭」と「一般家庭」では「配偶者・パートナー」が最も高く、「困窮家庭」では「兄弟、その他の親戚」が最も高くなっていました。なお「困窮家庭」では「相談できる相手がない」が1割を上回りました。



### ③ 家庭生活の円滑化について

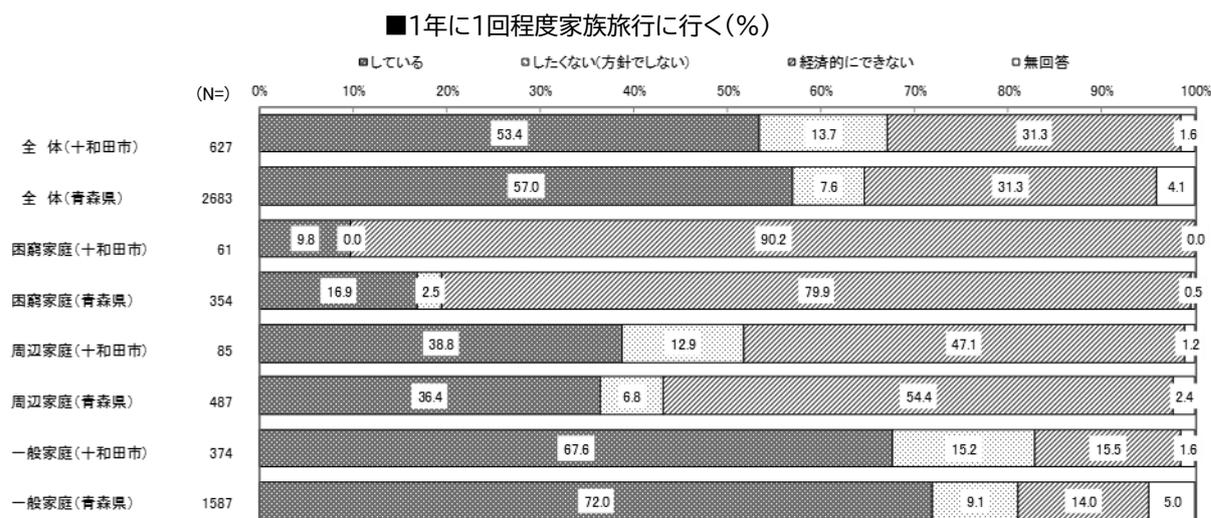
#### 学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)

- 子どもに対する支出について、「経済的にできない」の割合は、十和田市は青森県と同様に、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られ、「困窮家庭」では、「学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」では7割以上となりました。



#### 1年に1回程度家族旅行に行く

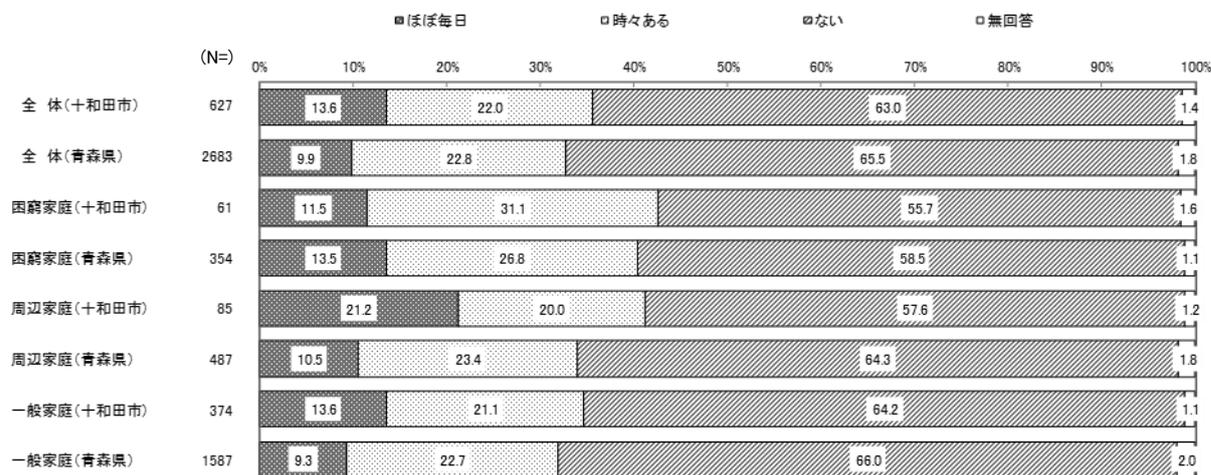
- 子どもに対する支出について、「経済的にできない」の割合は、十和田市は青森県と同様に、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られ、「困窮家庭」では、「1年に1回程度家族旅行に行く」では、では9割以上となりました。



### 平日の夕方から夜の時間帯に子どもだけで過ごす頻度

- 平日の夕方から夜の時間帯に、お子さんだけで過ごすことが『ある（ほぼ毎日 + 時々ある）』割合は、すべての属性で十和田市が青森県を上回っています。なお、「ほぼ毎日」の割合は、十和田市ではすべての属性で1割以上となっており、「周辺家庭」で唯一2割台となっています。

■ 平日の夕方から夜の時間帯に子どもだけで過ごす頻度(%)

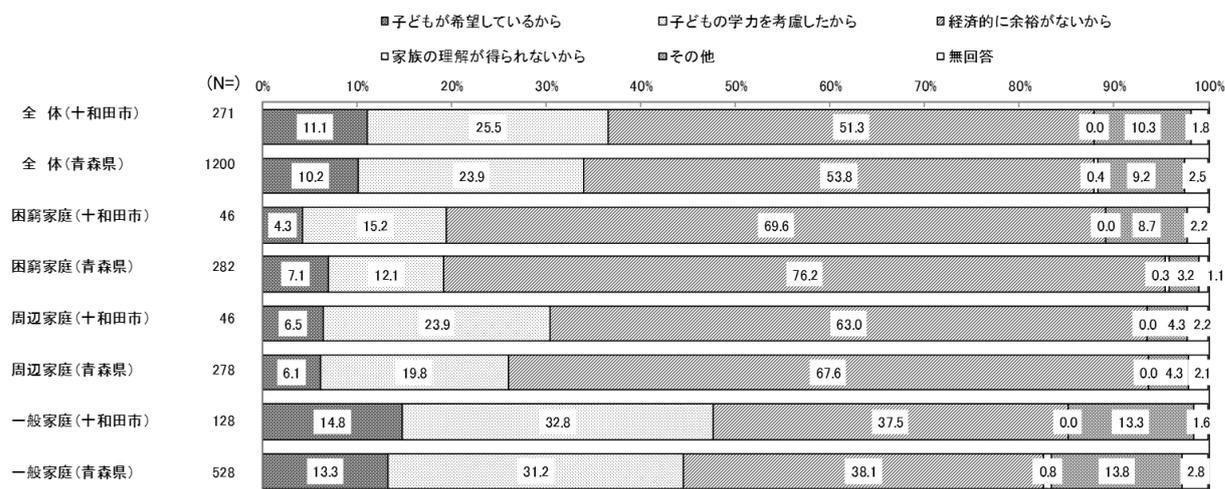


#### ④ 教育について

##### 子どもの教育段階(短大・高専・専門学校・大学)において理想と現実の違いがある理由

- 子どもの教育段階において理想と現実の違いがある理由は、十和田市は青森県と同様にすべての属性で「経済的に余裕がないから」が最も高くなっており、その割合は「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。

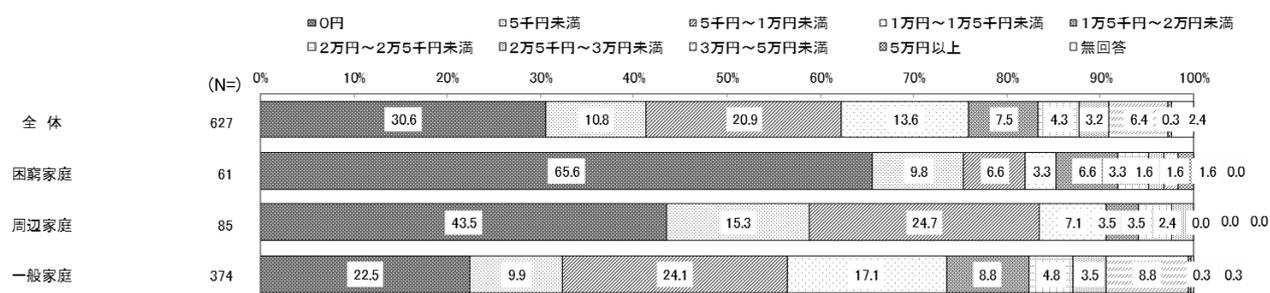
■子どもの教育段階において理想と現実の違いがある理由(%)



##### 学校以外の教育にかかる1か月あたりの平均支出の程度

- 学校以外の教育にかかる1か月あたりの平均支出について、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて「0円」の割合が増加する傾向が見られました。

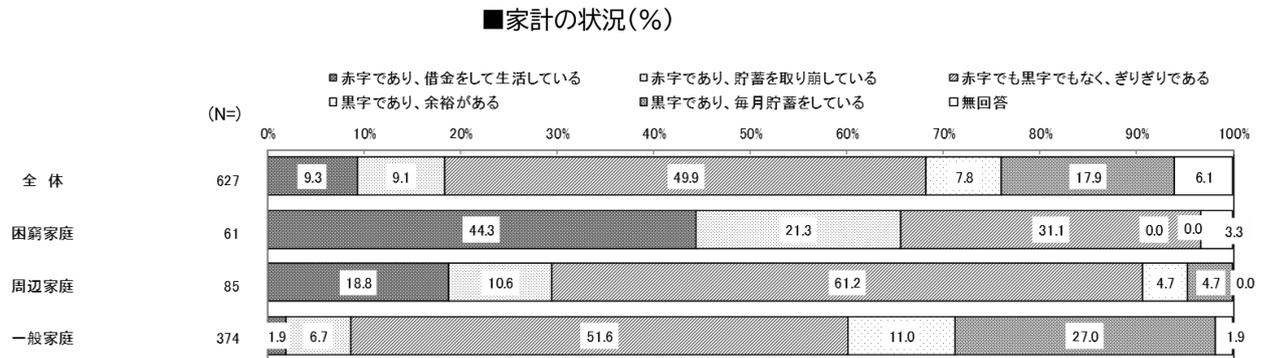
■学校以外の教育にかかる1か月あたりの平均支出の程度(%)



## ⑤ 家計について

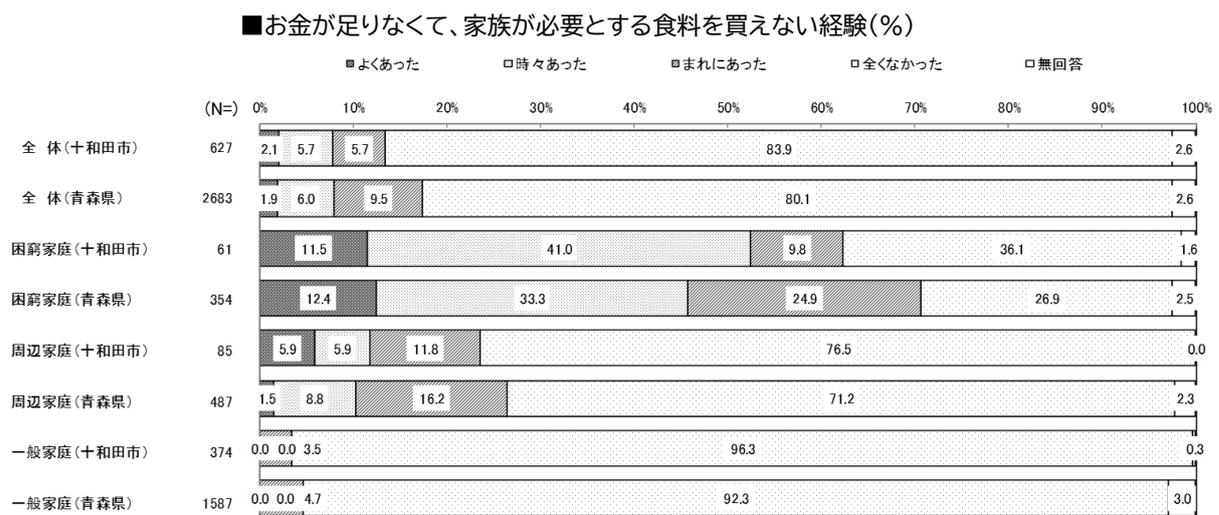
### 家計の状況

- 家計の状況については、『赤字（赤字であり、借金をして生活している + 赤字であり貯蓄を切り崩している）』の割合は、「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向にあり、「一般家庭」では1割未満であるのに対し、「困窮家庭」では6割を上回っています。



### お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えない経験

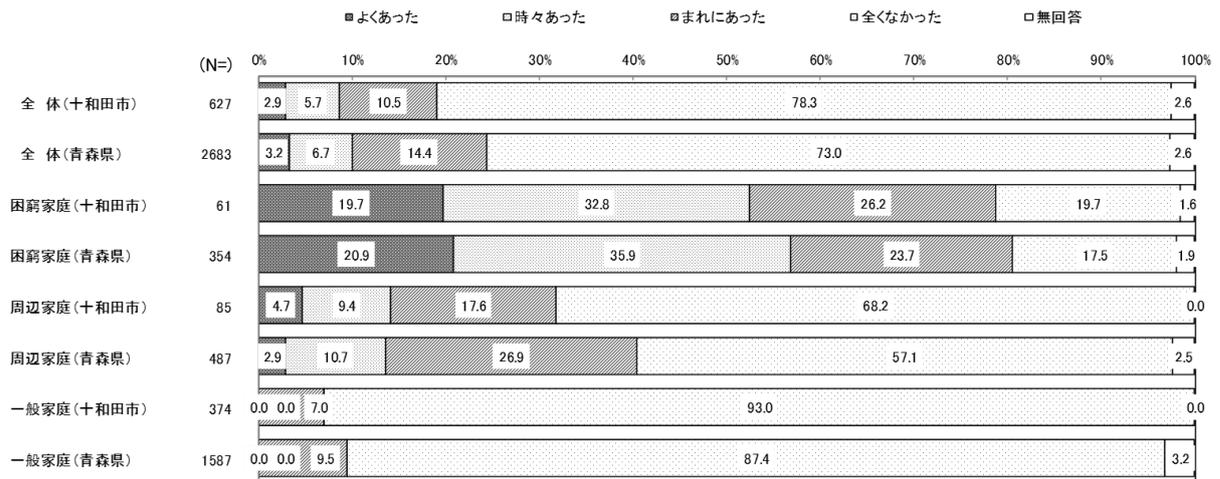
- お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことの有無について、『あった（よくあった + 時々あった + まれにあった）』の割合は、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。十和田市の『あった』の割合は、すべての属性で青森県を下回りましたが、「一般家庭」では1割未満であるのに対し、「困窮家庭」では6割を上回りました。



## お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えない経験

- お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことの有無について、『あった（よくあった + 時々あった + まれにあった）』の割合は、食料と同じく、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて増加する傾向が見られました。十和田市の『あった』の割合は、すべての属性で青森県を下回りましたが、「一般家庭」では1割未満であるのに対し、「困窮家庭」では約8割となり、食料よりも高くなっています。

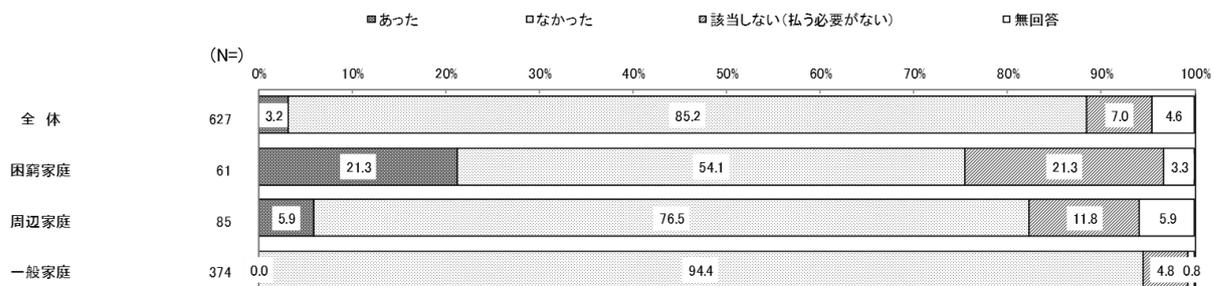
■ お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えない経験 (%)



## 経済的な理由でサービス・料金が支払えないことがあった経験 給食費

- 経済的な理由でサービス・料金が支払えないことがあったかについて、十和田市は青森県と同様に「一般家庭」から「困窮家庭」にかけて「あった」の割合が増加する傾向が見られました。「困窮家庭」では、「②電気料金」、「③ガス料金」、「④水道料金」で十和田市が青森県を上回っています。なお、十和田市において、「⑦給食費」の「あった」の割合は、「困窮家庭」では2割以上と、「周辺家庭」、「一般家庭」よりも10ポイント以上高くなりました。

■ 経済的な理由でサービス・料金が支払えないことがあった経験 給食費 (%)

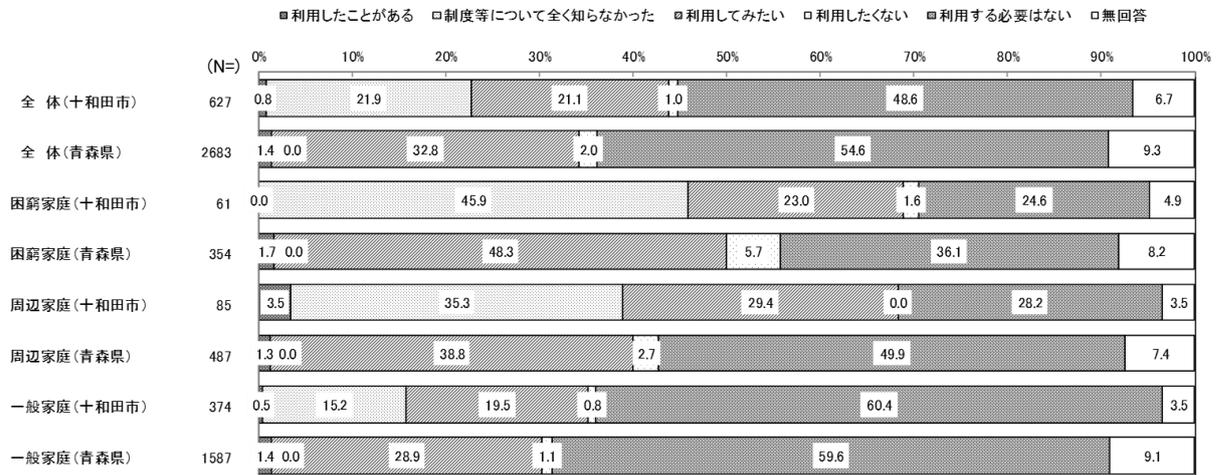


## ⑥ 必要とされる生活支援について

### 居場所づくり(無料で、子どもが自由に過ごすことができる場所の提供)

- 支援制度等（食事・場所の提供等）の利用有無について、十和田市の「困窮家庭」で特に高く、「③居場所づくり」で4割を上回っています。

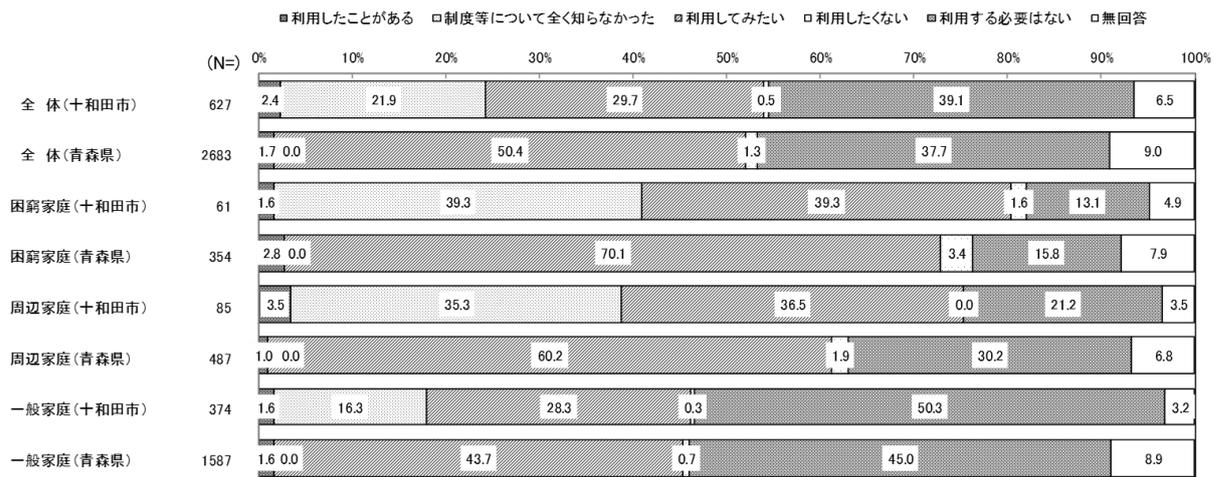
■居場所づくり(無料で、子どもが自由に過ごすことができる場所の提供)(%)



### 学習支援(無料で、宿題など学習指導を提供)

- 支援制度等（食事・場所の提供等）の利用有無について、十和田市の「困窮家庭」で特に高く、「学習支援」で約4割となっています。

■学習支援(無料で、宿題など学習指導を提供)(%)

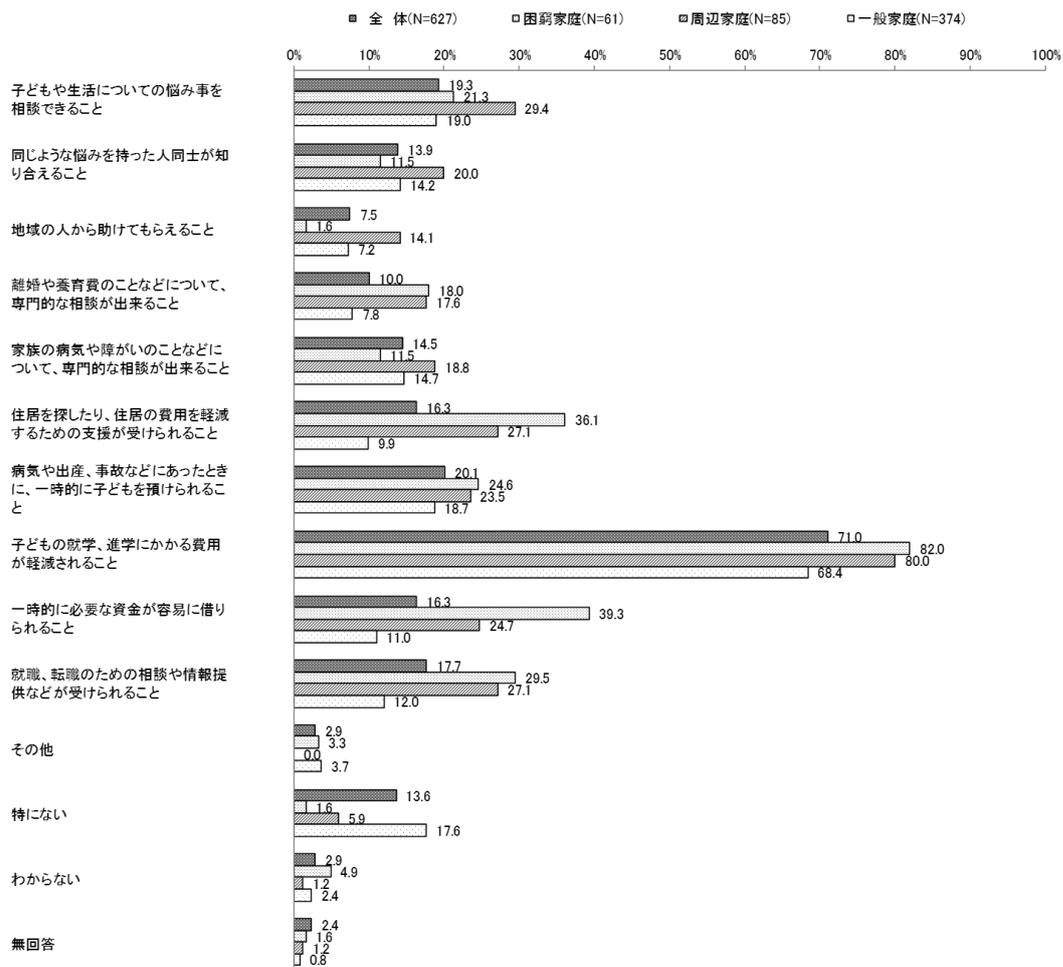


※「制度等について全く知らなかった」は十和田市のみ選択肢に含まれているため、青森県は 0.0%となる。

## 現在必要としていること、重要だと思う支援

- 現在必要としていること、重要だと思う支援について、すべての属性で、「子どもの就学、進学にかかる費用が軽減されること」が最も高く、「周辺家庭」と「困窮家庭」においては、8割以上となっています。なお、「困窮家庭」では「一時的に必要な資金が容易に借りられること」と「住居を探したり、住居の費用を軽減するための支援が受けられること」において高く、「周辺家庭」や「一般家庭」との差が大きく見られました。

■現在必要としていること、重要だと思う支援(%)



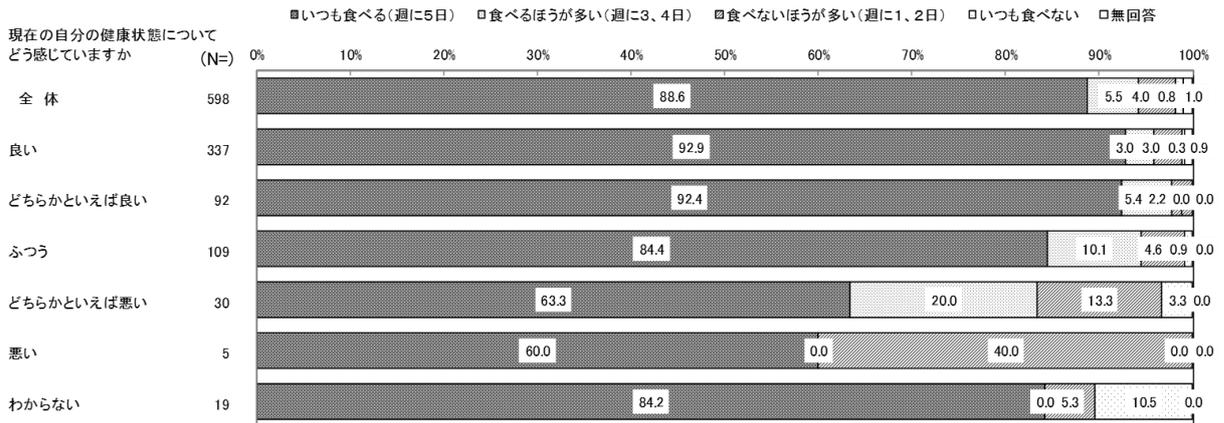
## (2)子どものアンケート結果

### ① 子どもの健康維持について

#### 自分の健康状態×平日の朝食を食べる頻度

- 平日の朝食をいつも食べる層は、平日朝ごはんを「いつも食べる（週に5日）」割合は、自分の健康状態が「良い」または「どちらかといえば良い」層では9割を上回っています。

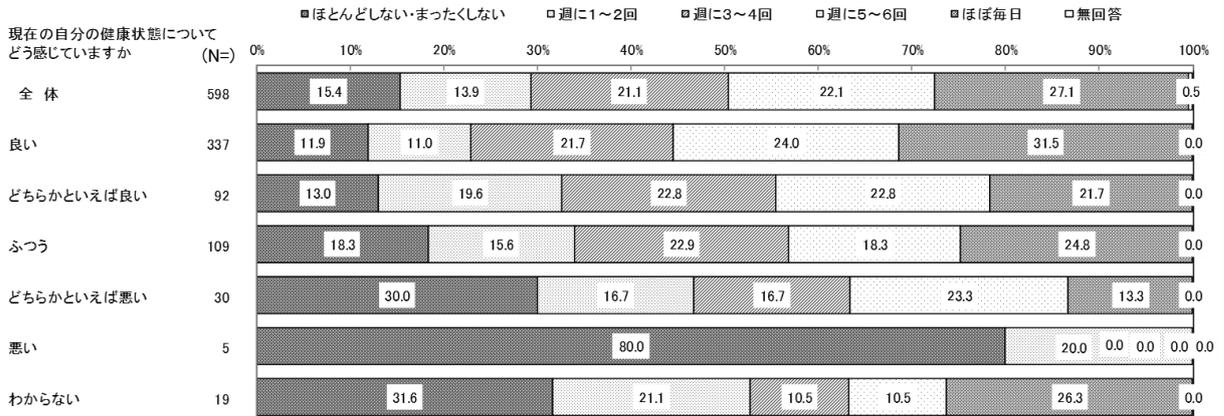
■自分の健康状態×平日の朝食を食べる頻度(%)



#### 自分の健康状態×30分以上からだを動かす遊びや習い事をする頻度

- 30分以上からだを動かす遊びや習い事を「ほぼ毎日」する割合は、自分の健康状態が「良い」層で3割を上回っています。

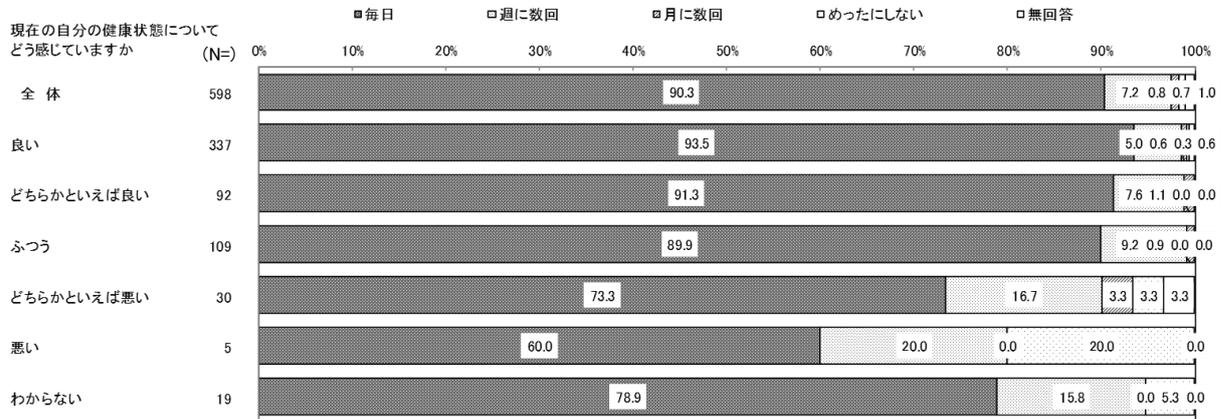
■自分の健康状態×30分以上からだを動かす遊びや習い事をする頻度(%)



## 自分の健康状態×歯磨きをする頻度

- 歯磨きを「毎日」する割合は、自分の健康状態が「良い」と「どちらかといえば良い」層では9割を上回っているのに対し、「どちらかといえば悪い」層では、7割強にとどまりました。

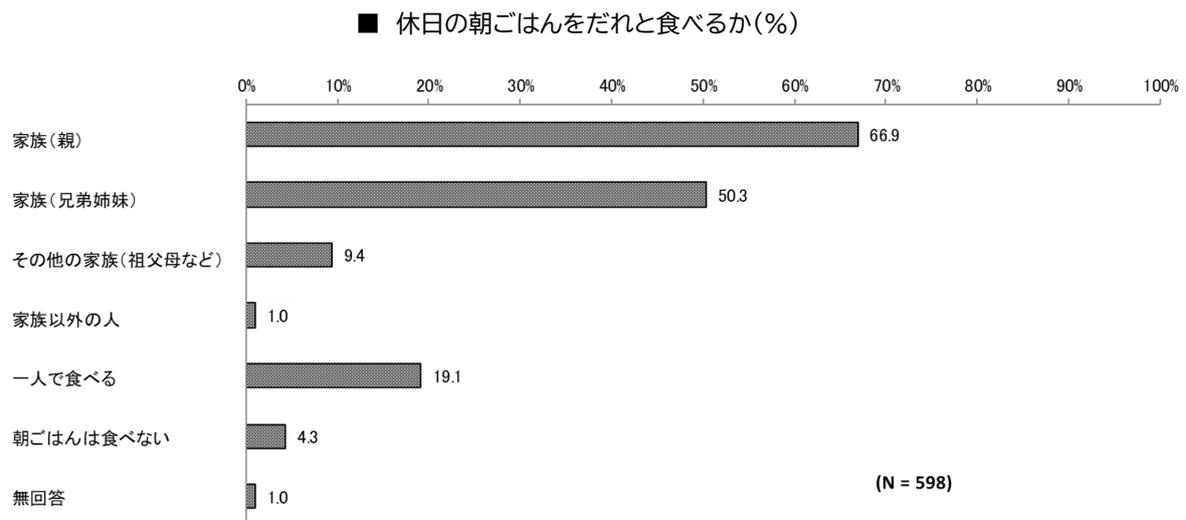
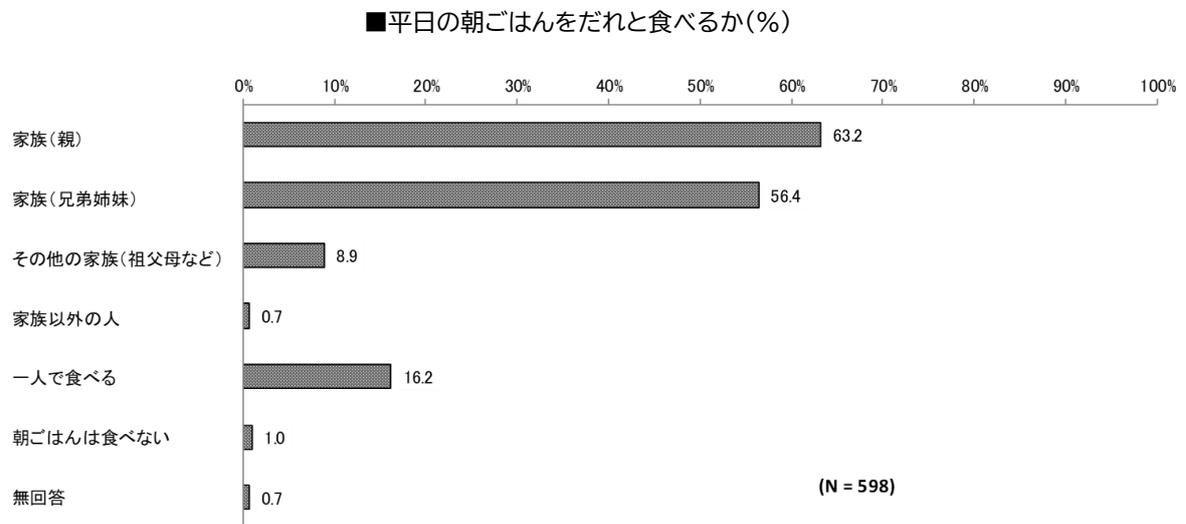
■自分の健康状態×歯磨きをする頻度(%)



## ② 子どもの孤食・孤立の解消について

### 平日・休日の朝ごはんをだれと食べるか

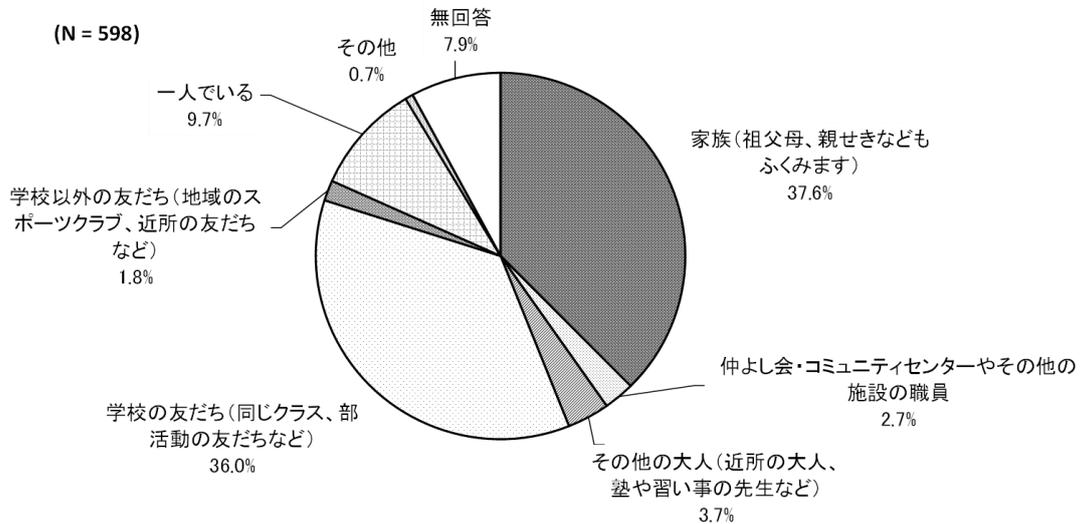
○ 平日または休日に朝食を「一人で食べる」割合は1割以上となっています。



## 平日の放課後にだれと過ごすか

○ 平日の放課後に「一人でのいる」割合は、約1割でした。

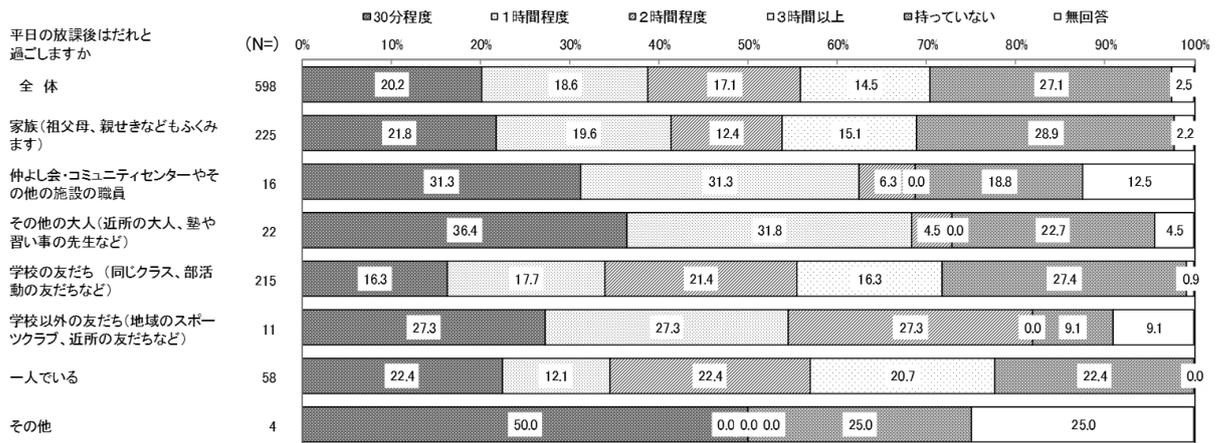
■平日の放課後にだれと過ごすか(%)



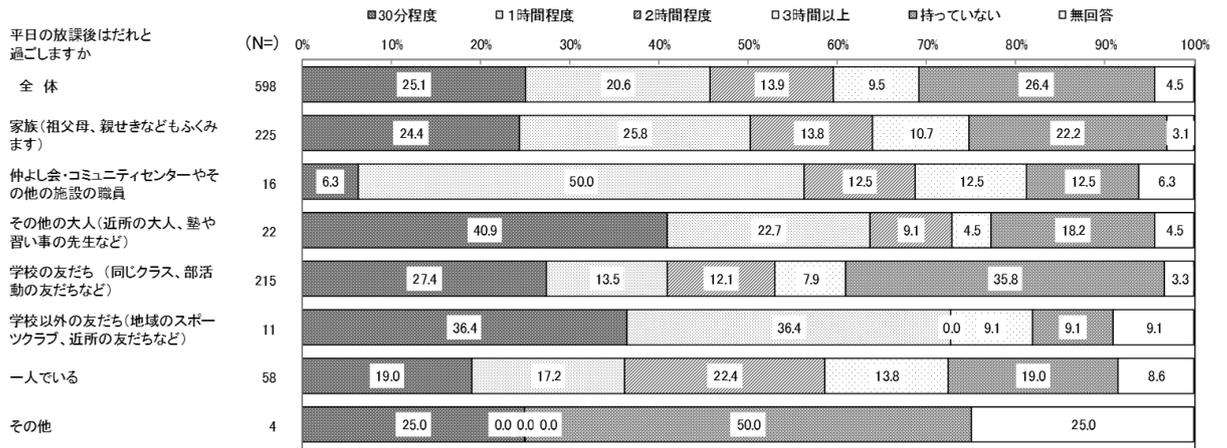
## 平日(学校に行く日)の放課後 携帯電話やゲーム機の利用頻度

○ 平日の放課後に「携帯電話・スマートフォン」または「ゲーム機」を『2時間以上(2時間程度 + 3時間以上)』使用する割合は、平日の放課後「家族」と過ごす層より、「一人でのいる」層が高くなっています。

■平日(学校に行く日)の放課後 携帯電話・スマートフォン(タブレット含む)の利用頻度(%)



■平日(学校に行く日)の放課後 ②ゲーム機の利用頻度(%)

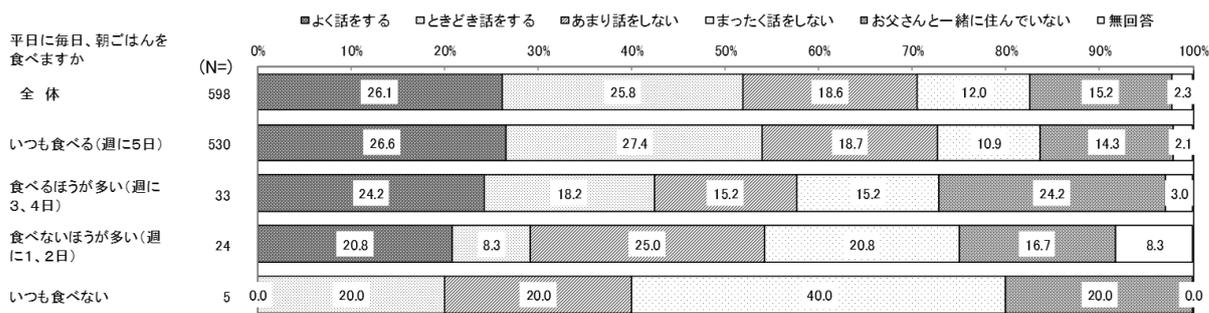


### ③ コミュニケーションについて

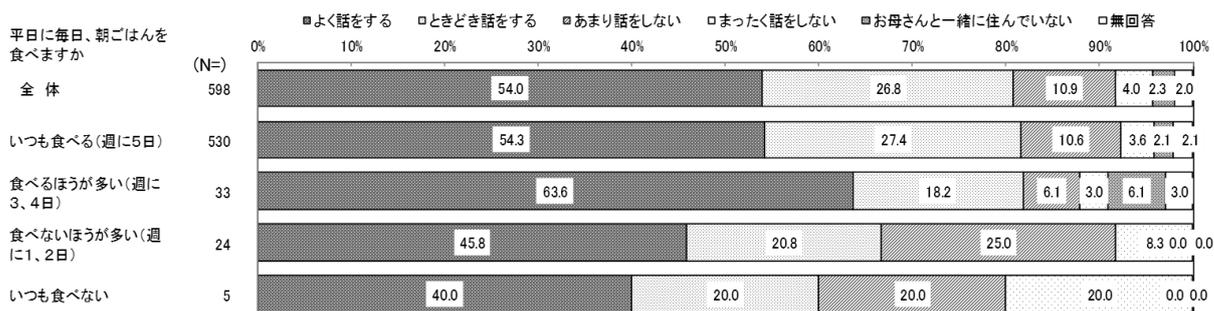
#### <お父さん・お母さんとの会話>友だちのことについて

- 父親または母親と『話をする（よく話をする + ときどき話をする）』割合は、平日に朝ごはんを「いつも食べる（週に5日）」層と比較すると、「食べないほうが多い（週に1、2日）」層は低い傾向にあり、また、『話をする』割合を全体の数値と比較すると、すべての項目で父親より母親が高くなっています。

■ <お父さんとの会話>友だちのことについて(%)



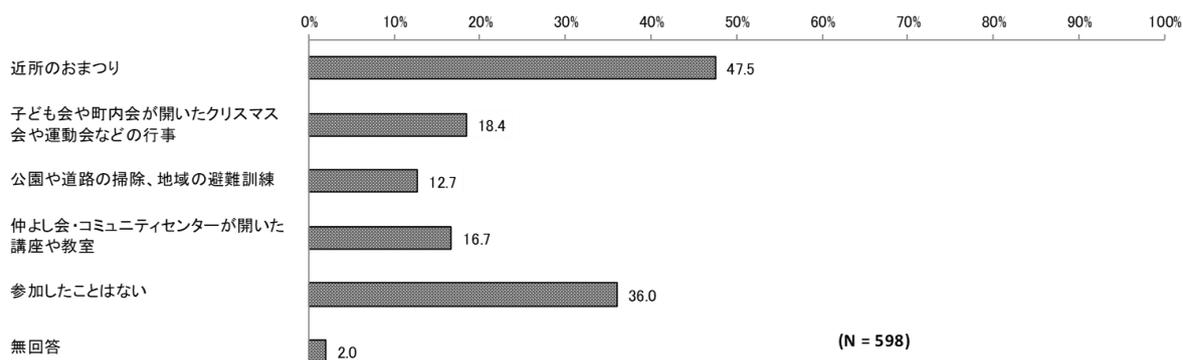
■ <お母さんとの会話>友だちのことについて(%)



#### 参加している地域活動

- 地域活動への参加については、「近所のお祭り」が47.5%で最も高く、次いで「参加したことはない」(36.0%)が高くなっています。

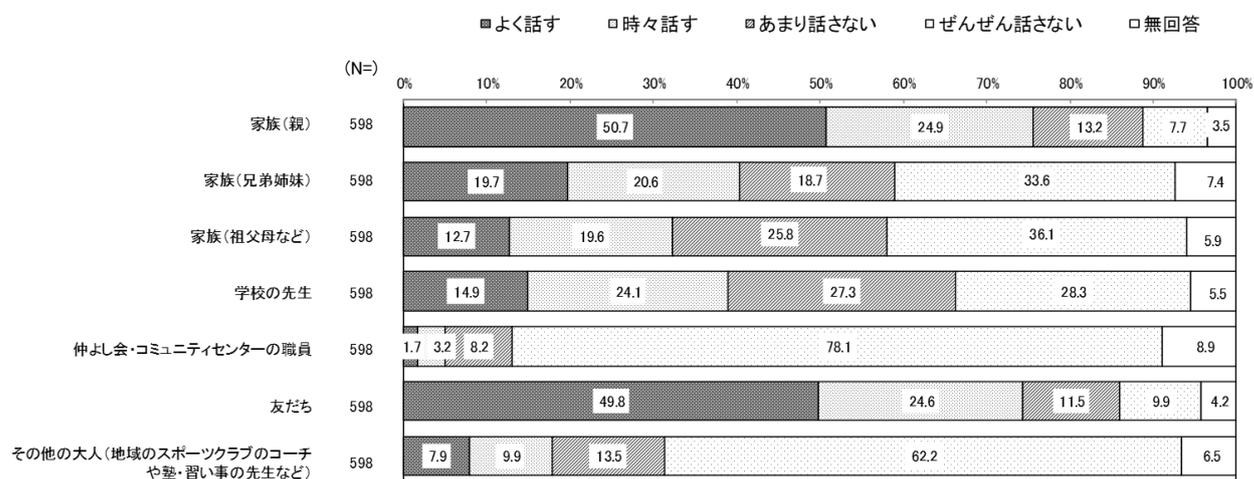
■ 参加している地域活動(%)



## 困っていることの話し相手

- 普段困っていることなどを『話す（よく話す + 時々話す）』割合は、「家族（親）」が75.6%で最も高く、次いで「友だち」（74.4%）が続き、ともに7割を上回りました。

■困っていることの話し相手(%)

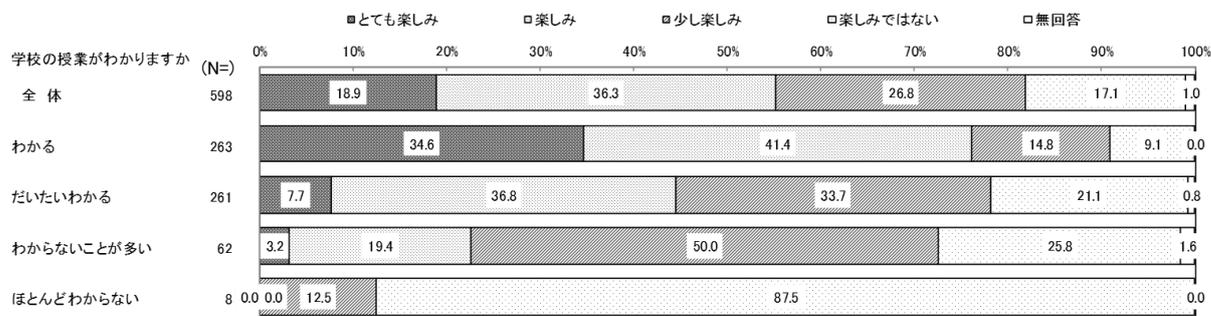


#### ④ 学校生活について

##### 学校の授業がわかる×授業の楽しみ

- 学校生活が『楽しみ（とても楽しみ+楽しみ+少し楽しみ）』である割合は、おおよそ学校の授業が「わかる」層が最も高く、「わからないことが多い」層にかけて減少する傾向が見られました。

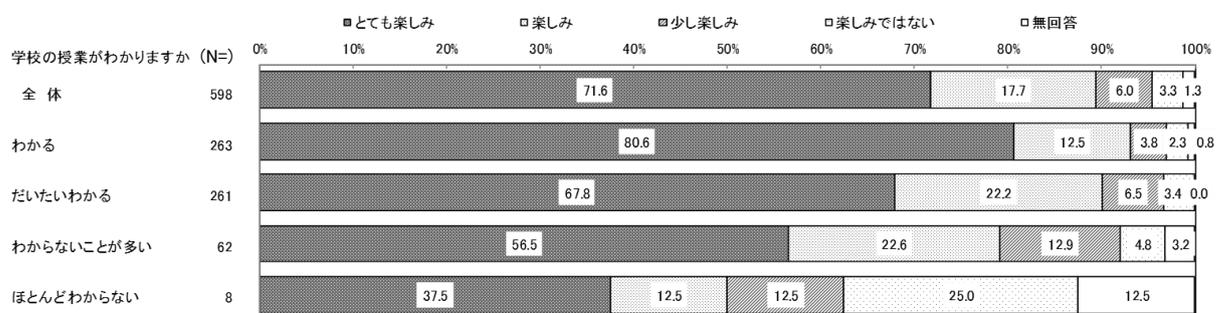
■学校の授業がわかる×国語・算数(数学)・理科・社会・英語の授業の楽しみ(%)



##### 学校の授業がわかる×友だちに会う楽しみ

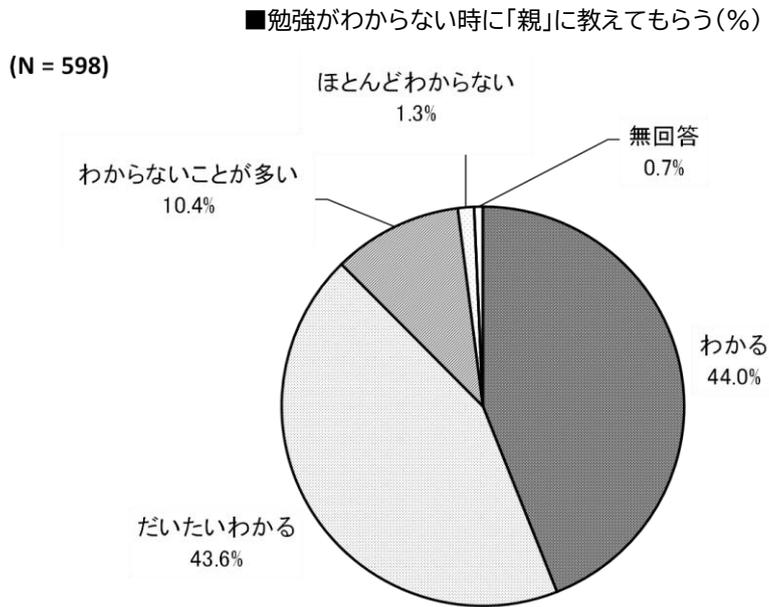
- 学校生活が『楽しみ（とても楽しみ+楽しみ+少し楽しみ）』である割合は、おおよそ学校の授業が「わかる」層が最も高く、「わからないことが多い」層にかけて減少する傾向が見られました。

■学校の授業がわかる×学校の友だちに会う楽しみ(%)



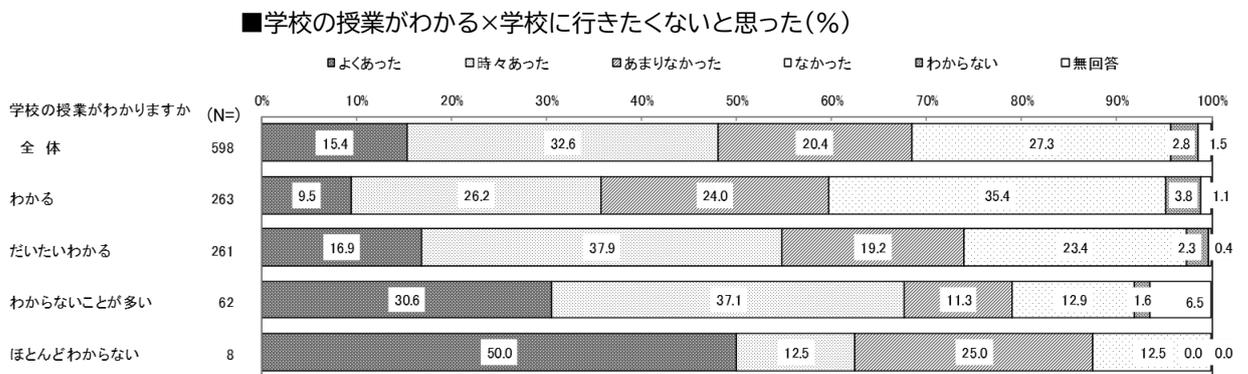
### 勉強がわからない時に「親」に教えてもらう

- 勉強がわからない時に「親」に教えてもらう割合は、学校の授業が「わかる」層から「わからないことが多い」層にかけて減少する傾向が見られました。



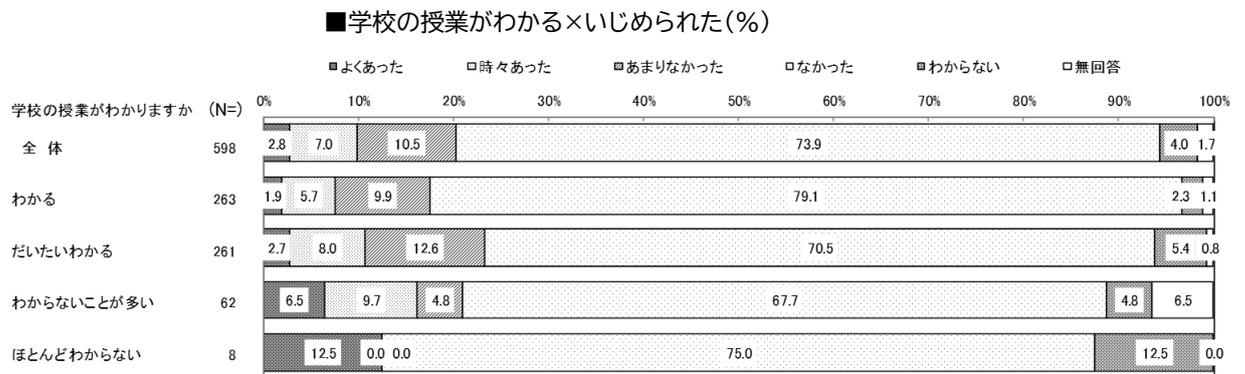
### 学校の授業がわかる×学校に行きたくないと思った

- 「学校に行きたくないと思った」において、学校の授業が「わかる」層から「わからないことが多い」層にかけて増加する傾向が見られました。



## 学校の授業がわかる×いじめられた

「いじめられた」において、学校の授業が「わかる」層から「わからないことが多い」層にかけて増加する傾向が見られました。



### 3 本市における課題の整理

本計画の策定にあたっては、生活実態調査の結果から4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を推進します。

#### 課題1 教育の支援に関する課題

授業の理解度向上が学校生活の充実度向上につながる傾向にあることや、生活困窮度が「困窮世帯」になるにつれて、学校以外での教育にお金をかけられない家庭が増えることから、家庭の環境や経済状況によって子どもの教育機会や体験の機会が失われることのないよう、小・中学校での授業理解度の向上や放課後の子どもの居場所づくり、学習以外での交流・体験の機会の提供、配慮が必要な子どもへの支援が必要です。

#### 課題2 生活の安定に資するための支援に関する課題

貧困の状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立し必要な支援が受けられず、より困難な状況に置かれるケースがあることから、家庭内に悩み事を相談できるような人がいない場合であっても、保護者が気軽に悩みなどを相談でき、心のケアなどを行えるような相談体制の充実や養育が困難な家庭の支援、家庭教育の充実が必要です。

#### 課題3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する課題

家計の状況が赤字となっている家庭は、特に「困窮家庭」に多く、手当等による家計の支援だけでは不足している状況がうかがえることから、保護者が安定的な収入を得られる就業・自立への支援及び子育てと仕事の両立を支える環境整備が必要です。

#### 課題4 経済的支援に関する課題

困窮家庭が経済的に自立するためには、就業による収入等だけでは困難な場合があることから、各種手当の給付や貸付制度による様々な経済的支援を組み合わせ、困窮家庭の生活基盤を社会全体で支えていくことがこれからも必要となります。